

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成23年2月15日に不適合管理委員会で審議された不適合事象は、下記のとおりです。

## 1. GIグレード 0件

## 2. GIIグレード 2件

| NO. | 号機等 | 不適合事象   | 原子炉安全上の影響度合い |
|-----|-----|---|--------------|
| 1   | 5号機 | 換気空調補機常用冷却水系ポンプ(B)試運転後の安全処置復旧において、同系冷凍機(D)が自動停止した。その後通常状態に復帰させ同系冷凍機(D)を再起動。<br>今後調査。  | GIII以下       |
| 2   | 6号機 | 管理区域内で使用した物品(液位計)の搬出において、搬出基準の4Bq/cm <sup>2</sup> に対し、4.5Bq/cm <sup>2</sup> であることを確認した。<br>測定エリアおよび搬出作業員の汚染なしを確認し、当該物品は養生して管理区域内留置。 | GIII以下       |

## 3. GIIIグレード 12件

| NO. | 号機等 | 不適合事象   | 備考 |
|-----|-----|---|----|
| 1   | 1号機 | 事務本館非常用電源系の遮断器が投入できないことを確認した。<br>当該遮断器を点検。  |    |
| 2   | 2号機 | 計測用電源分電盤の扉ノブ金具の破損を確認した。<br>当該部を修理。  |    |
| 3   | 2号機 | タービン建屋1階の足場組み立て中に、地上10mの空調ダクト上部に古いコーヒーの空き缶を発見した。<br>回収実施済み。空き缶裏賞味期限(印字)より、建設当時の物と推定。        |    |
| 4   | 2号機 | 第3・第4給水加熱器(C)ドレン温度検出器の絶縁抵抗が低下していることを確認した。<br>当該検出器を点検・修理。                                   |    |
| 5   | 2号機 | 復水ポンプ吐出圧力計検出元弁のシートリークを確認した。<br>当該弁を点検・修理。   |    |
| 6   | 3号機 | 復水器連続洗浄装置ボール循環配管継ぎ手部から漏えいを確認した。<br>当該部を修理。  |    |
| 7   | 5号機 | 軽油タンク(屋外)付属の弁等に腐食を確認した。<br>当該部を修理。  |    |
| 8   | 5号機 | 液体窒素タンク(屋外)周りの落下防止柵に腐食を確認した。<br>当該部を修理。   |    |
| 9   | 5号機 | 換気空調補機常用冷却水系冷凍機(B)の作動油配管継ぎ手部より油にじみを確認した。<br>同冷凍機を(B)より(D)に切替実施、当該部を点検・修理。                   |    |
| 10  | 5号機 | 取水口除塵装置(A)洗浄水配管継ぎ手部より霧状のリークを確認した。<br>当該部を修理。  |    |
| 11  | 6号機 | 計算機用プロセス入出力装置(2重化)のI系に異常を示す警報が発生した。<br>当該装置を調査・点検。  |    |
| 12  | 6号機 | 原子炉建屋天井クレーン電動機の励磁装置(カーボンブラシ)フォルダーに脱落(12個中の1個)を確認した。<br>当該部を修理。                              |    |
|     | 2号機 | 照明用分電盤内No. 10用漏電遮断器が動作し、絶縁抵抗が低下していることを確認した。<br>調査・修理。<br><br>平成23年4月14日再審議にてグレード変更 GIII→その他 |    |